

長崎県がん検診精密検査実施医療機関登録制度 実施要領

1. 目的

市町が実施するがん検診の精密検査のための医療機関について、一定の条件を満たす医療機関の名簿を長崎県がん検診精密検査登録医療機関（以下「精密検査登録医療機関」という。）として作成し、当該がん検診において精密検査が必要と判断された者に対し周知を図ることにより、がん検診の精度管理の維持・向上と受療の利便を図ることを目的とする。

2. 実施機関

本事業は長崎県が実施する。なお、本事業は委託できるものとする。

3. 登録要件

精密検査登録医療機関として満たすべき登録要件は、別紙に定めるとおりとする。

4. 登録手続き

(1) 精密検査登録医療機関への登録を希望する医療機関は、**登録申請書（様式第1-1～1-5号）**を、長崎県福祉保健部医療政策課長（以下「医療政策課長」という）に提出する。

(2) 医療政策課長は、提出された登録申請書をもとに、長崎県保健医療対策協議会がん対策部会各がん委員会の委員から意見等を聴取したうえで、登録条件に適合するか否かについて、確認を行い、精密検査登録医療機関への登録の可否を決定する。

(3) 医療政策課長は、届出書の提出のあった医療機関について、精密検査登録医療機関に登録することを決定した場合は、当該医療機関に対し、**登録通知（様式第3号）**により通知する。また、登録条件に適合しないと判断された医療機関に対しては、その旨通知する。

(4) 医療政策課長は、(3)の決定に係る医療機関が登録された精密検査登録医療機関名簿を作成し、市町、医師会及び検診機関等の関係機関に送付するほか、県ホームページに掲載することにより公表する。

5. 登録の更新

精密検査登録医療機関の登録期間は最長3年間とし、期間の満了に伴い、必要に応じて登録の更新を行う。その手続きは4に定める登録手続きに準じるものとする。ただし、登録要件に不備、不足があった場合には登録更新は認めない。

6. 登録内容の変更

精密検査登録医療機関に登録された医療機関は、提出した登録申請書の内容に変更があった場合は、**変更届（様式第2号）**を速やかに医療政策課長に提出する。

7. 登録の取り消し

(1) 精密検査登録医療機関が、登録名簿からの取り下げを希望する場合は、**辞退届(様式第4号)**により、県に届け出るものとし、県は届け出に基づき精密検査登録医療機関を速やかに取り消すものとする。

(2) 精密検査登録医療機関が、要件を満たさなくなった場合は、**要件未充足届(様式第5号)**により、県に届け出るものとする。届出日より起算して1年間のうちに再び要件を満たした場合は、**要件充足届(様式第6号)**による報告を行い、1年間のうちに要件を満たせない場合は、県は精密検査登録医療機関を速やかに取り消すものとする。

(3) 次の各号に該当するときは、各がん委員会と協議のうえ精密検査登録医療機関を取り消すことができるものとする。

1. その他、精密検査登録医療機関として不適切と認められるとき。

8. その他

この要領に定めるもののほか、がん検診精密検査医療機関の登録に関し必要な事項は、医療政策課長が定める。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年度の登録申請から適用する。